

第2期郡山市図書館基本的運営方針（案）



令和7年4月改訂

郡山市図書館

目次

第1章 基本的運営方針の改定にあたって	1
1 改定の背景	1
2 基本的運営方針の位置付け	3
3 基本的運営方針の推進体制及び期間	4
4 現状と課題（アンケート調査結果から抜粋）	5
第2章 第1期運営方針の検証と課題	7
1 第1期運営方針の検証	7
2 第1期運営方針の評価と方向性	12
第3章 あるべき姿（ビジョン）と基本目標	13
1 あるべき姿（ビジョン）	13
2 基本目標	13
（1）使いやすい図書館	14
（2）親しみやすい図書館	14
（3）地域を支える図書館	14
第4章 基本施策と具体的事業	15
1 使いやすい図書館	15
施策1 図書館資料の充実	15
施策2 貸出サービスの充実	16
施策3 「レファレンスサービス」・「レフェラルサービス」の機能強化	16
施策4 誰もが利用しやすいサービスの拡充	16
施策5 図書館情報システムの充実	17
施策6 動線を考えた配列、デザイン	17
2 親しみやすい図書館	18
施策1 地域館・分館の機能強化	18
施策2 各種行事、読書活動普及・啓発	18
施策3 利用者視点に立った職員の配置	19
施策4 利用者視点に立った施設	19
3 地域を支える図書館	20
施策1 地域の課題解決に対応したサービスの実施	20
施策2 関係機関・団体との連携強化	20
施策3 居場所づくりとしての図書館	21
4 目標値の設定	22

第1章 基本的運営方針の改定にあたって

1 改定の背景

次代を見据え、地域の進化に貢献する図書館としての方向性を示す

郡山市図書館は、昭和19（1944）年11月に開館して以来、80年を迎えました。この間、多くの市民に支えられながら、市勢発展とともに「知の源泉」として、時代と市民のニーズに対応しながら変化し、様々な取り組みをしてまいりました。

特に近年は、平成29（2017）年8月にオンラインによる音楽配信サービス、令和元（2019）年10月に電子図書館を導入し、並びに、¹こおりやま広域連携中枢都市圏における情報拠点・生涯学習拠点として、他自治体に先駆けたサービスを提供いたしました。

しかし、図書館や読書をめぐる環境は、グローバル化の進展、IOT、AI等の普及、SNSや様々な情報メディアの発達などにより、一人ひとりのニーズが多様化、複雑化するなど、さらに大きく変化すると予想されます。

このことから、本図書館では、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、効果的・計画的な事業展開を図るため、令和5（2023）年4月に「郡山市図書館基本的運営方針」（2023年度～2024年度）を策定し、「市民にとって使いやすい」「親しみやすい」「地域を支える」の3つの基本目標により運営し、この度、計画年度が終了いたしました。

この間、電子書籍閲覧・貸出数の飛躍的増加や広域連携圏内貸出冊数の目標達成など、戦略的なサービス拡充に努めて参りましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、各種行事参加人数及びボランティア登録人数減少などの課題も見受けられます。

今後においては、これら課題も踏まえ、中央図書館に隣接する郡山市歴史情報博物館が、令和7（2025）年3月にオープンすることに伴い、²M L A連携が進められます。また、地域館・分館を含めサードプレイスとしての機能強化、上位計画にある「第4期郡山市教育振興基本計画」が策定されるなど、図書館に対する期待が高まっていることから、次代を見据え、地域の進化に貢献する図書館としての方向性を示すため、第2期方針として「郡山市図書館基本的運営方針」を見直すものです。

¹ 住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し、郡山市を含む近隣の市町村で形成する連携中枢都市圏構成17市町村（郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、磐梯町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）

² Museum（博物館・美術館）、Library（図書館）、Archives（文書館）の連携を指す。

(表1) 第2期運営方針策定の背景と方向性

背 景	
<p>▼³インターネット利用率（個人）は2013年に8割を超え、2023年は86.2%となっている。</p> <p>▼コロナ禍を経て電子図書館サービスを拡大し、新生活様式に応じた読書環境の整備が進んだ。</p> <p>▼子どもを“産み育てたくなる”社会を実現するための⁴ベビーファースト運動の展開。</p> <p>▼経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方の重視</p>	
方 向 性	
<p>社会のニーズに適切に対応できる図書館サービスの向上及び施設間の連携・協奏を図り、「一人ひとりの夢を応援し、まちの進化につながる図書館」を目指す。</p>	
<p>◆紙媒体とデジタル媒体の融合による図書</p>	
<p>◆こおりやま広域連携中枢都市圏における情報拠点・生涯学習の拠点</p> <p>…構成17市町村との相互利用、相互貸借の活用</p> <p>…郡山市歴史情報博物館等とのMLA連携※等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ MLA連携とは</p> <p>「M = Museum 博物館・美術館」、 「L = Library 図書館」、 「A = Archives 文書館」等の文化資産を共有する各機関の機能を生かした協力体制を表すキーワードで、各種事業や情報発信等で連携を図る。</p> </div>	
<p>◆「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる図書館</p> <p>…SNSによる情報発信や「電子図書館」の拡充</p> <p>…オンライン分館の拡充（富田・逢瀬・片平分館）</p> <p>…「レファレンスサービス※」等の機能強化</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 「レファレンスサービス」とは</p> <p>学習・研究・調査を目的として知りたい情報を求めて来た利用者に対し、図書館職員によって蔵書等を使用して提供するサービスです。</p> </div>  </div>	
<p>◆施設間の連携・協奏を深めた、独自性ある図書館</p> <p>…「サテライトライブラリー」の設置による施設間連携</p> <p>…学校図書館との連携強化</p> <p>…「レクチャーコンサート」など独自性の高い事業実施</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>	

³ 総務省 令和6年版情報通信白書

⁴ 子育て世代が、子どもを産み育てたくなる社会を実現するための運動。公益社団法人日本青年会議所が提唱。郡山市は令和4（2022）年7月に参画宣言した。

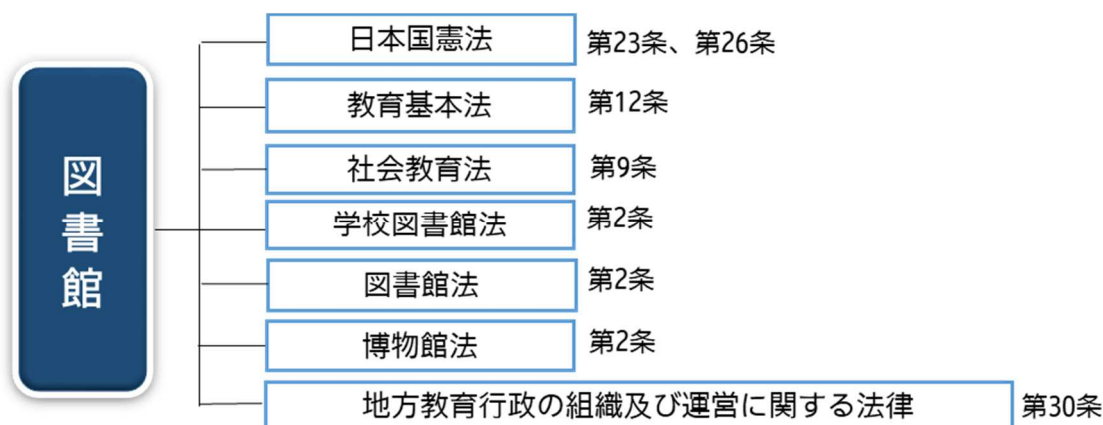
2 基本的運営方針の位置付け

公立図書館は、教育基本法第12条により「国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設」と位置づけられ、社会教育法第9条で「社会教育のための機関」、その特別法の図書館法第2条では、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教育、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条でも教育機関とされ、同法第23条第1号により教育機関は、教育委員会が管理し、執行すると規定されています。

本市図書館は、地方自治法第244条第1項及び図書館法第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、設置されています。(郡山市図書館条例第1条)

基本的運営方針は、図書館法第7条の2に基づき、文部科学大臣が定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき策定するものであります。

【教育機関としての法体系】



【基本的運営方針策定根拠】

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第二 公共図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 基本的運営方針の推進体制及び期間

(1) 方針の推進体制

本方針は、利用者を代表する「郡山市図書館協議会」等による外部評価・検証を踏まえ、地域に必要な図書館機能の充実及び市民サービスの向上を図るため、図書館員（行政職・司書）及び「おはなし会」ボランティア、書店協同組合等との協働により、推進していくものとしします。

(2) 計画期間

本方針の計画期間は、上位計画である第4期「郡山市教育振興基本計画」にあわせ、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度とします。

- ・第4期「郡山市教育振興基本計画」：
令和7（2025）年度 ～令和11（2029）年度の5か年間

【郡山市の計画】

2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
郡山市まちづくり基本方針						拡大版あすまちこおりやま(2030年目標)				
第3期郡山市教育振興基本計画					第4期郡山市教育振興基本計画					
			第1期		第2期郡山市図書館基本的運営方針					
第四次郡山市子ども読書活動推進計画						第五次郡山市子ども読書活動推進計画				

4 現状と課題（アンケート調査結果から抜粋）

令和4年7月7日から30日間、中央館及び3地域館において、来館者アンケートを実施しました。307人から回答があり、図書館の現状と課題が見えてきました。

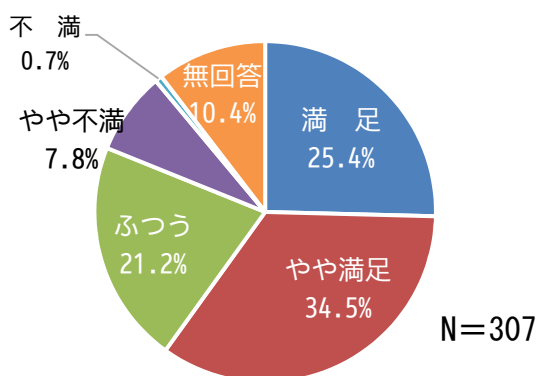
主な調査結果は、次のとおりです。

所蔵資料満足度

満足	78人	25.4%
やや満足	106人	34.5%
ふつう	65人	21.2%
やや不満	24人	7.8%
不満	2人	0.7%
無回答	32人	10.4%

所蔵資料満足度は、59.9%が満足と回答。（「満足」と「やや満足」の合計。以下満足。）不満が8.5%（「やや不満」と「不満」の合計。以下「不満」。）と回答。

不満理由は、「資料が少ない」、「資料が古い」などの意見がありました。

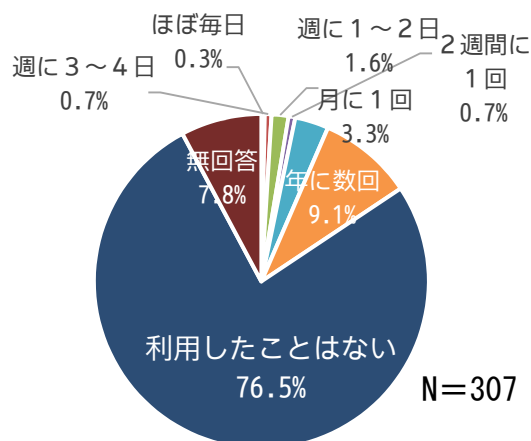


⇒ 【1-施策1】
図書館資料の充実 p.15

電子書籍（電子図書館）の利用状況

ほぼ毎日	1人	0.3%
週に3～4日	2人	0.7%
週に1～2日	5人	1.6%
2週間に1回	2人	0.7%
月に1回	10人	3.3%
年に数回	28人	9.1%
利用したことはない	235人	76.5%
無回答	24人	7.8%

電子書籍利用状況は、76.5%が「利用したことがない」とのこと。電子書籍のさらなる利用促進と内容の充実を図る必要があります。

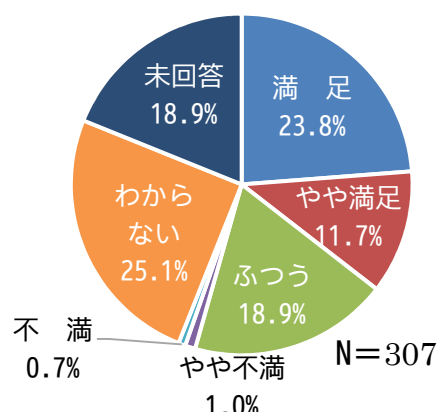


⇒ 【1-施策2】
貸出サービスの充実 p.16

広域圏内利用

満足	73人	23.8%
やや満足	36人	11.7%
ふつう	58人	18.9%
やや不満	3人	1.0%
不満	2人	0.7%
わからない	77人	25.1%
未回答	58人	18.9%

広域圏内利用は、35.5%が「満足」「やや満足」と回答。25.1%が「わからない」と回答。「不満」は、1.7%。今後、広域圏内市町村との連携サービスの認知度向上及び相互利用制度の利便性向上を図る必要があります。

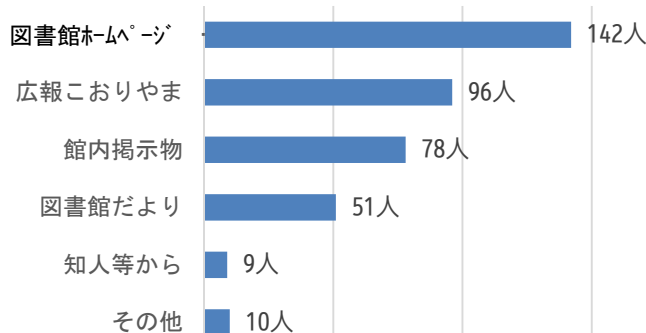


⇒ 【3-施策2】
関係機関・団体との連携強化 p.20

図書館の情報を知るための媒体（複数回答）

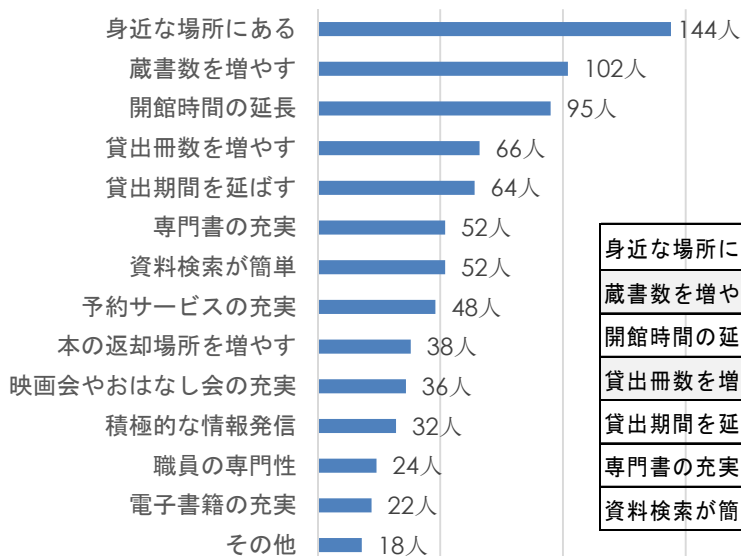
図書館ホームページ	142人	46.3%
広報こおりやま	96人	31.3%
館内掲示物	78人	25.4%
図書館だより	51人	16.6%
知人等から	9人	2.9%
その他	10人	3.3%

図書館の情報を知るツール等は、「図書館ホームページ」が46.3%と一番多く、次に「広報こおりやま」31.3%と回答。今後さらに見やすい、わかりやすい情報発信を行う必要があります。



⇒ 【3-施策2】
関係機関・団体との連携強化 p.20

図書館に望むサービス（複数回答）



図書館に望むサービスで一番多かったのが、「身近な場所にある」46.9%。次に「蔵書数を増やす」33.2%でした。多くの市民は、身近な場所で使いやすい図書館を望んでいます。

身近な場所にある	46.9%	予約サービスの充実	15.6%
蔵書数を増やす	33.2%	本の返却場所を増やす	12.4%
開館時間の延長	30.9%	映画会やおはなし会の充実	11.7%
貸出冊数を増やす	21.5%	積極的な情報発信	10.4%
貸出期間を延ばす	20.8%	職員の専門性	7.8%
専門書の充実	16.9%	電子書籍の充実	7.2%
資料検索が簡単	16.9%	その他	5.9%

第2章 第1期運営方針の検証と課題



1 第1期運営方針の検証

(1) 使いやすい図書館

市民の利便性を図るため「いつでも どこでも だれでも」利用できる図書館を目指し、平成7（1995）年4月からは図書館情報システムを導入し、オンライン化により、図書館情報システムで連携している全蔵書の検索、予約、貸出、返却が可能となりました。現在は、中央図書館、地域館及び分館 10 館がオンライン化されています。

郷土資料の貴重資料については、「デジタルアーカイブ」として公開し、利用者がいつでも必要とする資料を入手し、利用できるようなさらなる図書館サービスの充実を図っています。

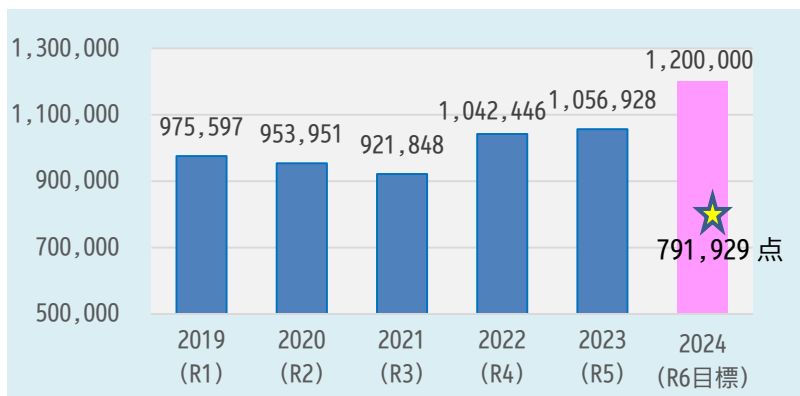
また、令和元（2019）年度からは、⁵電子書籍を導入しており、図書館サービスの向上及びICTを活用した学習環境の充実に努めています。

目標値の検証

★ は 12/31 現在

・貸出サービスの充実

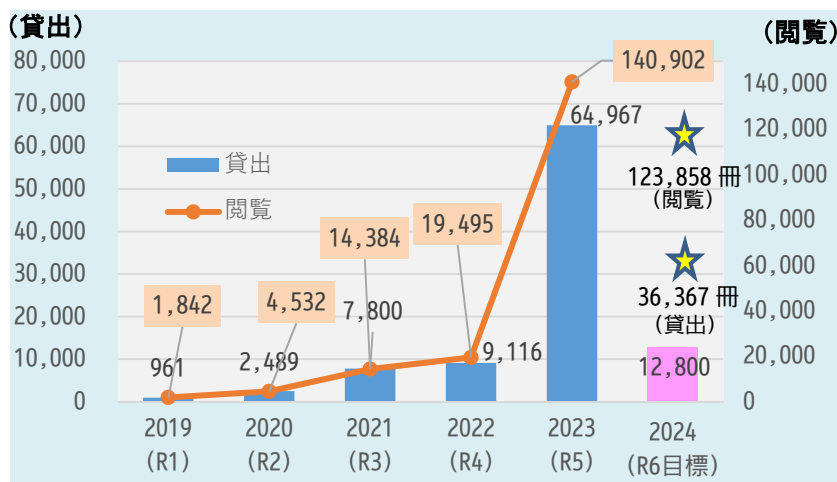
指標：年間貸出数（点）



2023（令和5）年5月からは、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことや、中央図書館が通常通り全面開館となり、貸出点数も徐々に回復してきています。

指標：電子書籍貸出・閲覧数（冊）

※ 閲覧数の目標未設定



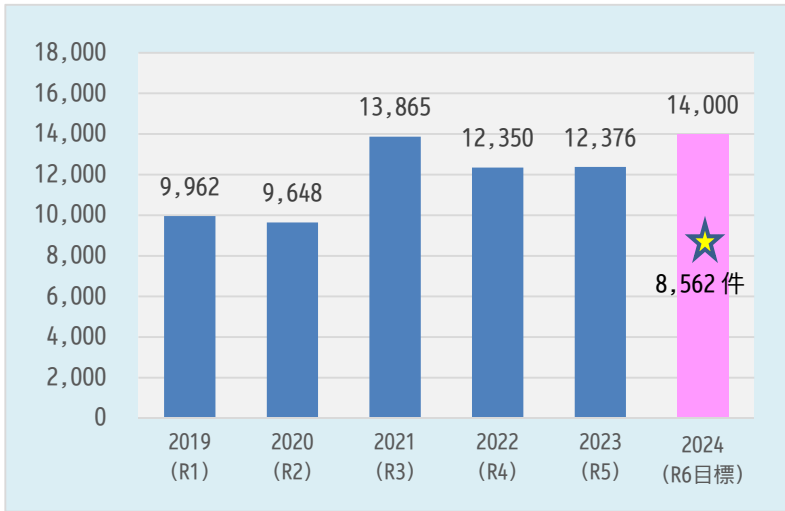
令和元（2019）年10月にサービスを開始以来、貸出数が伸び悩んでいましたが、令和5（2023）年度から、市内小・中学生一人ひとりにIDを交付した結果、飛躍的に増加しました。

⁵ 紙に印刷された本ではなく、電子的に記憶され、スマートフォンやタブレットなどの画面で読む本や雑誌。

・レファレンスサービスの機能強化

★は12/31現在

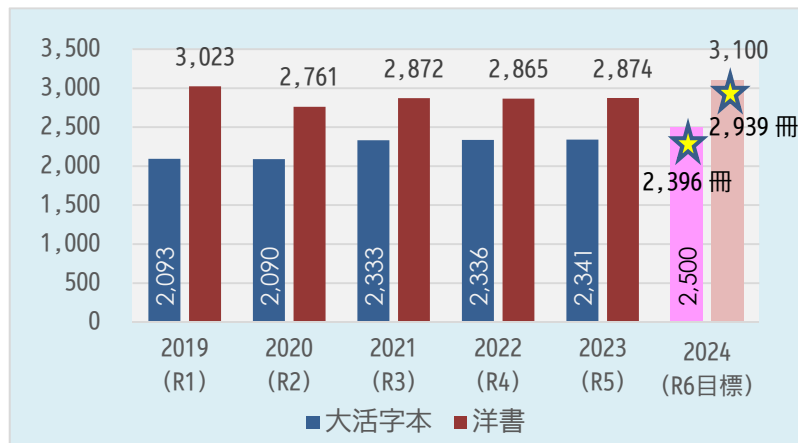
指標：レファレンス件数（件）



生成AIの出現など、物事を調べる手段は多様化している。そのうえで、レファレンスは、相談者との会話を通じ、様々な角度から必要な資料を導き、かつ、インターネットに掲載されていない事柄なども示すことができるなど、メリットも大きい。そのため、ますます需要が高まっています。

・誰もが利用しやすいサービスの拡充

指標：大活字本・洋書所蔵数（冊）

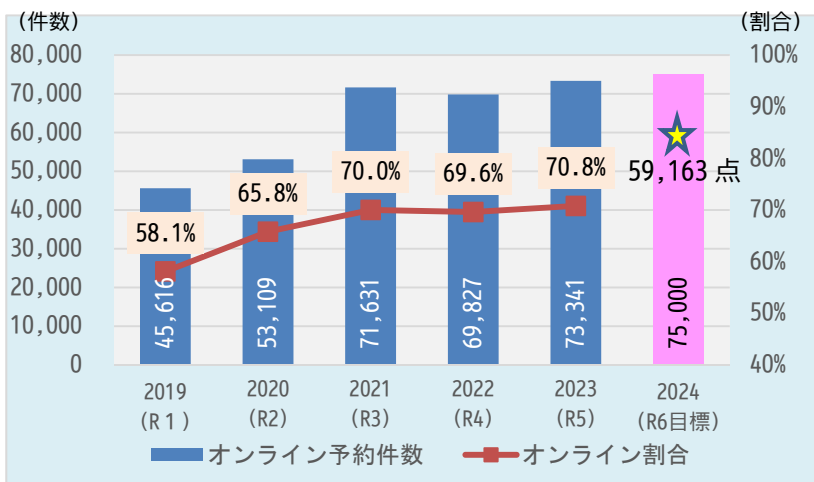


あらゆる利用者に対応できるユニバーサルデザインに配慮しながら、遠視や弱視の方が読みやすい「大活字本」のほか、外国語で書かれた「洋書」、「英字新聞」等の拡充を進めています。

・図書館情報システムの充実

指標：オンライン予約件数（件）

※ オンライン割合の目標未設定



本を予約するには、施設窓口で予約カードを提出する「直接方式」と、スマートフォン等でも申し込める「Web方式」の2つの方法があり、2023（令和5）年度は、Web方式が7割を占め、その割合は、年々増加しています。

(2) 親しみやすい図書館

「いつでも どこでも だれでも」利用できる図書館を目指し、中央図書館を核とする地域館及び分館のオンライン化を進めるとともに、地域の特性やニーズをとらえた講座やおはなし会を開催しています。

本市図書館の蔵書は、市民及び通学・通勤者を対象に貸出しておりましたが、「こおりやま広域連携中枢都市圏連携事業」（現在 17 市町村で構成）の「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組みとして、令和元（2019）年 10 月からは、電子書籍を除く蔵書の貸出を広域圏内の住民にも拡大し、利便性の向上を図っています。

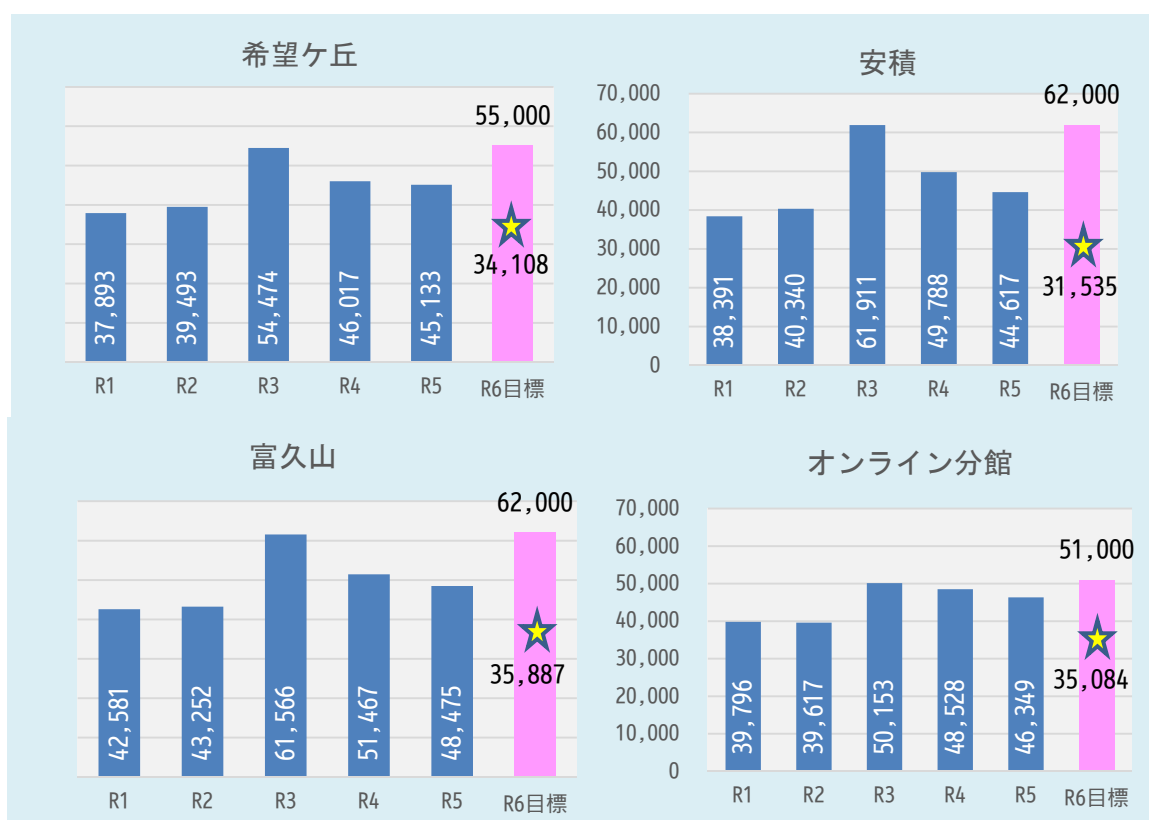
さらに、本市図書館で所蔵していない図書の予約が入った場合は、相互貸借制度を活用し、福島県立図書館や他市町村から借り受けし、利用者の要望に応じています。

目標値の検証

★は 12/31 現在

・地域館・分館の機能強化

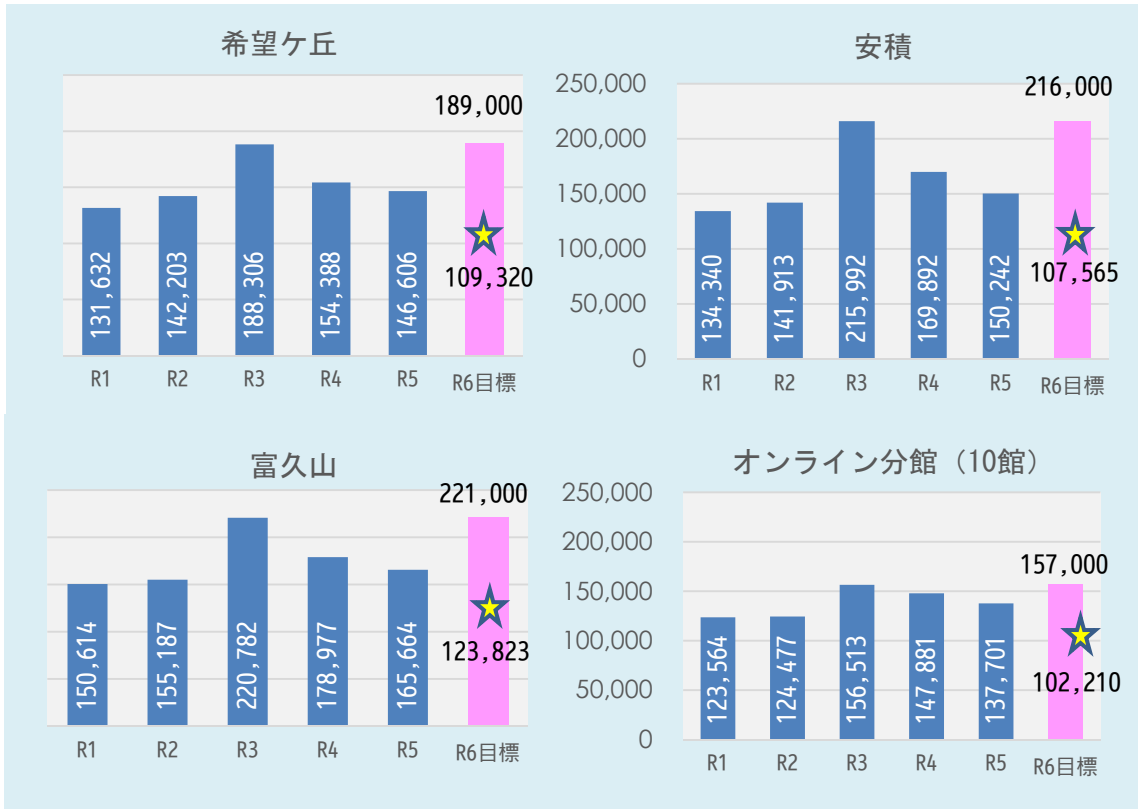
指標：地域館・分館の貸出人数（件）



令和3年度は、中央館が地震による復旧修繕で休館していたため、その他の地域館、分館がそのニーズを補っていました。

指標：地域館・分館の貸出冊数（冊）

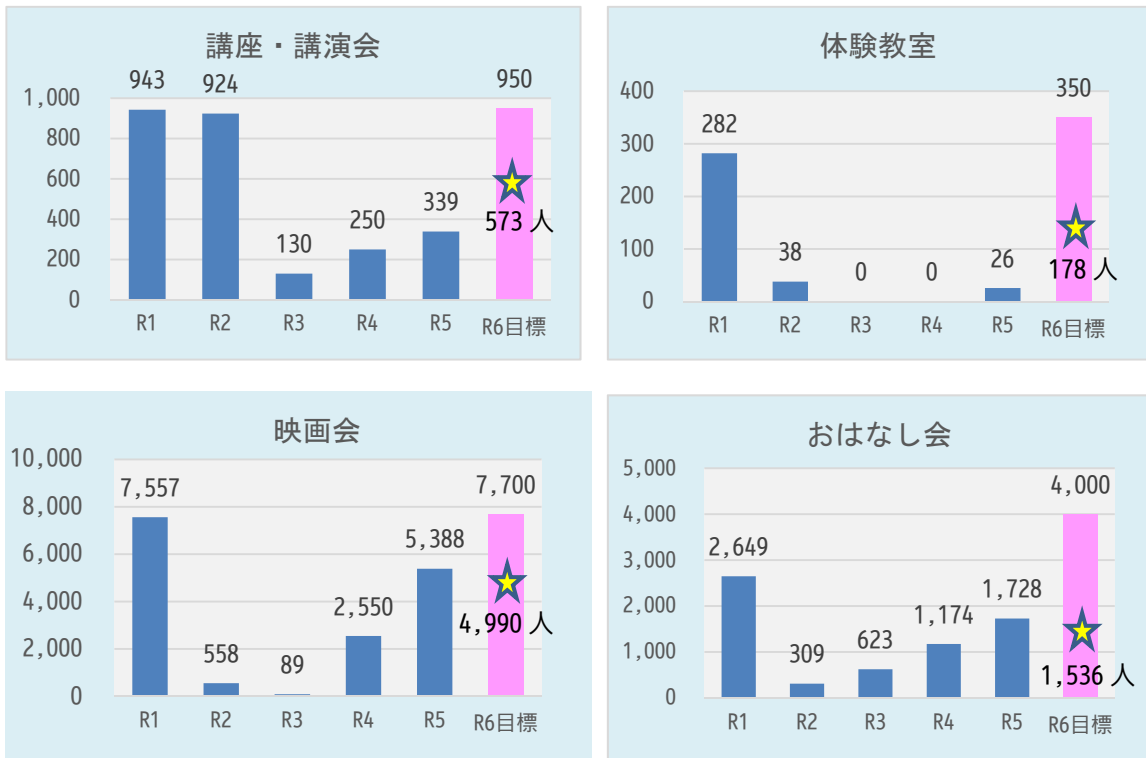
★は12/31 現在

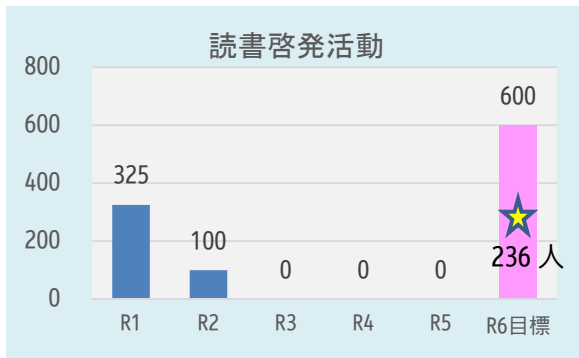


令和3年度は、中央館が地震による復旧修繕で休館していたため、その他の地域館、分館がそのニーズを補っていました。

・各種行事、読書活動普及・啓発

指標：各種行事参加人数（人）





令和2～5年度前半までは、新型コロナウイルスの影響によりイベントが中止となりました。今後、各行事の目的や対象者等、在り方も含め調査・研究する必要があります。

(3) 使いやすい図書館

子どもの読書活動推進をはじめ、読書環境の整備・充実を図り、読書活動を支える人材の育成と啓発のため、学校司書向けの講座やボランティア講座などの各種講座を開催しています。

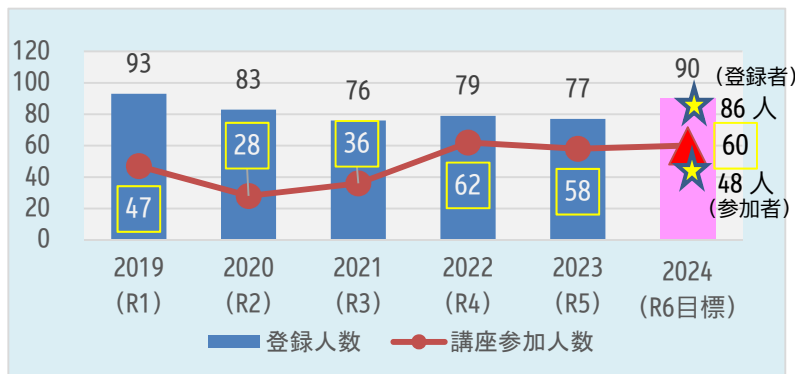
また、「こおりやま広域連携中枢都市圏連携事業」（現在17市町村で構成）の「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組として令和元（2019）年10月からは、広域圏内の住民にも貸出対象を広げ、利便性の向上を図っています。

目標値の検証

★は12/31現在

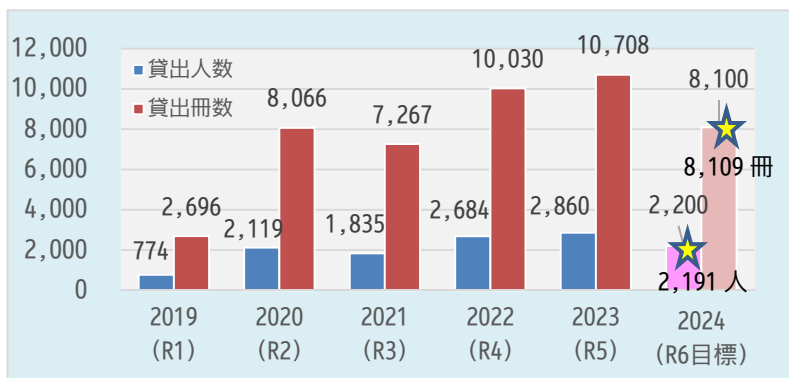
・関係機関・団体との連携強化

指標：読み聞かせボランティア登録人数・講座参加人数



読むだけではなく、聞くことによって、本との出会う機会を提供しています。ボランティア登録人数が減少傾向にあり、新たな登録者の発掘が必要です。

指標：広域連携圏内貸出人数（人）・冊数（冊）



広域連携内貸出人数は年々増加しており、これに比例して貸出冊数も増加しています。

2 第1期運営方針の評価と方向性

第1期運営方針で示した目標値に対する令和6年度実績（見込）を評価した。
また、運営方針第2期改定に向けて、実績を踏まえた方向性を示す。

指 標	目標値	実績（見込）	達成度	方向性
年間貸出数	1,200,000 点	1,100,000 点	A	コロナ明け、貸出数も回復するも、デジタルブック利用増による影響がある。 <u>SNSを活用した本の案内やより身近な分館の整備が必要である。</u>
電子書籍貸出数	12,800 冊	40,000 冊	S	市内小中学校の児童生徒にID交付により飛躍的に利用が伸びた。 引続き学校向け電子書籍の継続及びオーディオブックの導入によりアクセシブルな図書館を目指す。
レファレンス件数	14,000 件	12,000 件	A	インターネットの普及や生成AIなど、調べる手段は多様化している。 <u>図書館ならではの本へのアクセスをPRする必要がある。</u>
大活字本・洋書	5,600 冊	5,400 冊	A	視覚障がい者が利用しやすい <u>オーディオブックの導入を進める。</u>
オンライン予約件数	75,000 点	77,000 点	S	Web予約や身近な図書館での受取・返却が増加している。 <u>分館の機能の強化が必要である。</u>
地域館・分館の貸出人数	230,000 人	185,000 人	A	中央図書館の補完的な役割を持つ。利用率を高めるため、 <u>オンライン化を進める。</u>
地域館・分館の貸出冊数	783,000 点	650,000 点	A	同上
各種行事参加人数	13,600 人	9,200 人	B	コロナ明け、イベント数も増加し、参加者も増加している。 <u>SNSなどの周知や魅力ある講座の内容を検討する必要がある。</u>
読み聞かせボランティア登録人数	90 人	86 人	A	乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読解力の向上に効果があり、参加者数も増加傾向にある。 一方で、ボランティアの登録数が年々減少している。 <u>ボランティアの魅力を高める工夫が必要がある。</u>
ボランティア講座参加人数	60 人	68 人	S	同上
広域連携圏内貸出人数	2,200 人	1,800 人	A	本宮や須賀川の登録者が多い。 引き続き、広報紙などで各館の魅力を発信する必要がある。
広域連携圏内貸出冊数	8,100 冊	11,000 冊	S	同上

達成度	S	100%以上	A	80%以上	B	50%以上	C	50%未満
-----	---	--------	---	-------	---	-------	---	-------

第3章 あるべき姿（ビジョン）と基本目標

1 あるべき姿（ビジョン）

郡山市図書館の将来に向けた「あるべき姿」をビジョンとして定めます。

【あるべき姿（ビジョン）】

一人ひとりの夢を応援し、まちの進化につながる図書館

あるべき姿（ビジョン）に示す図書館の想い

■来館者の夢実現へアシスト

図書館の来館者は、純粋な本好きの方のほか、自分の将来を見据え、または、目の前の疑問や課題を解決する糸口やヒントを探しに来館される方も多く見受けられます。

来館者の皆さんには、「図書館で得た知識がきっかけとなり、ありがたい自分の姿や生活に（夢）に近づいた」と感じてもらえるよう、図書館は、皆さんの夢実現のために、良質なサービスを提供します。

■まちの進化に寄与

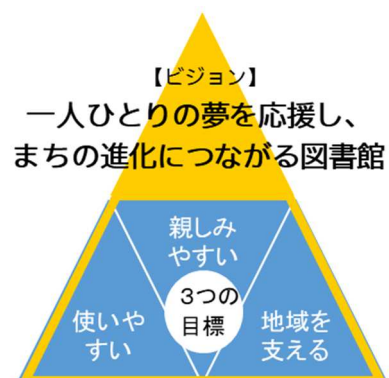
利用者は、図書館で得た知識を活用し、地域貢献や社会課題を解決することで、まちが進化していきます。図書館は、利用者が得た知識や経験が活かされることで、地域の発展（進化）につながることを目指します。

2 基本目標

第4期郡山市教育振興基本計画（計画年度：令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の基本コンセプトである『一人ひとりのウェルビーイングと「学び」を高める郡山の教育』を念頭に、あるべき姿（ビジョン）「一人ひとりの夢を応援し、まちの進化につながる図書館づくり」を目指し、引き続き3つの基本目標のもと、事業に取り組みます。

【3つの基本目標】

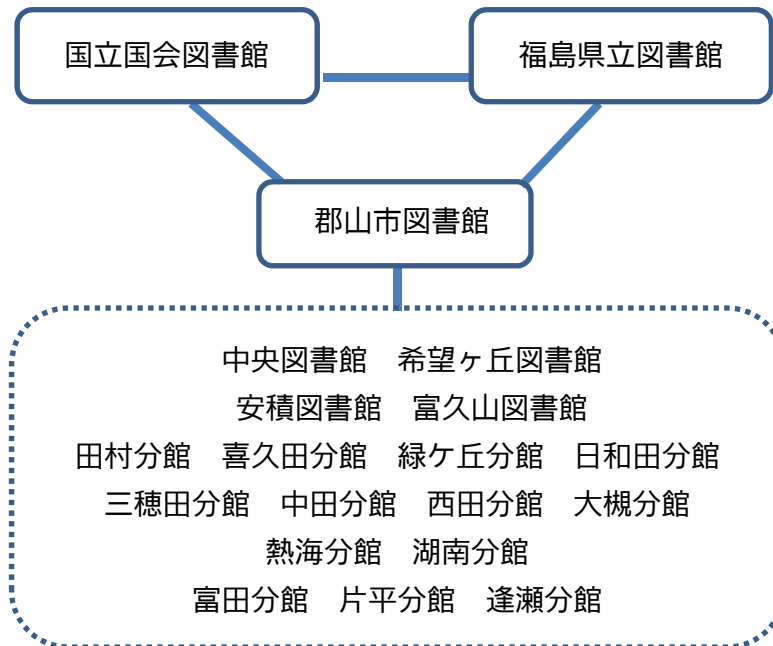
- (1) 使いやすい図書館
- (2) 親しみやすい図書館
- (3) 地域を支える図書館



(1) 使いやすい図書館

図書館は、地域を支える情報拠点として、乳幼児、青少年、高齢者、障がい者、外国人、困難を抱える人々を含め、だれもが利用しやすく、使いやすく、いつでもどこでも、多くの利用者のニーズに応じたきめ細やかな図書館サービスを提供します。

また、中央図書館は、図書館情報システムの中核機能と国立国会図書館や福島県立図書館などと連携した専門的サービスを提供する役割を担うとともに、地域館、分館を支援し、高度で専門化されたサービスを提供します。



(2) 親しみやすい図書館

地域館、分館においても、ワンストップサービスの提供に努め、地域のだれもが、どこでも、身近に図書館を利用できる親しみやすい施設を目指します。

また、各図書館における各種行事や読書活動普及等を積極的に行うとともに、だれもが安全・安心、かつ、快適に利用できる図書館を目指します。

(3) 地域を支える図書館

地域の情報発信拠点として、関係機関・団体と連携を強化し、利用者及び市民の自主的・自発的な学習活動を支援します。

また、市民生活やビジネス等の地域課題解決支援のほか、サードプレイスとして、より多くの方々に足を運んでいただけるよう、環境整備を進めます。

第4章 基本施策と具体的事業

1 使いやすい図書館

施策1 図書館資料の充実

資料の収集については、郡山市図書館資料選書基準に基づき、市民の現在及び将来の利用に応えることができる、より充実した蔵書構成を目指します。

また、不要な資料についても、収蔵スペースの有効活用と市民サービスの向上を図る観点から「リサイクルブックフェア」等の機会を設けるほか、郡山市図書館資料廃棄基準に基づいて廃棄し、蔵書の鮮度を保持しながら利用価値の高い資料を補充しつつ、電子書籍と紙の図書とのバランスのとれた蔵書構成を図ります。

なお、郷土資料のうち貴重資料については、資料の保存と活用を図るためデジタル化を行い、「郡山市デジタルアーカイブ」の中で公開し利用者の利便性の向上を図っています。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
拡充	電子書籍サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">どこでも利用可能な電子書籍サービスの提供視覚障がい者が利用しやすいオーディオブックの導入
拡充	全国放送番組アーカイブ・ネットワークサービスの提供	<ul style="list-style-type: none">過去に放送されたテレビやラジオ番組等の貴重な映像や音源が視聴可能順次、視聴コンテンツを拡大
継続	デジタルアーカイブの提供	<ul style="list-style-type: none">図書館で所有する貴重資料をデジタル化して公開令和6（2024）年11月からは郡山市役所で所蔵している歴史資料・郷土資料とあわせて「郡山市デジタルアーカイブ」として公開
継続	郷土資料の収集等	<ul style="list-style-type: none">「音楽都市こおりやま」を含む郷土資料の収集・保存・活用
継続	リサイクルブックフェアの開催	<ul style="list-style-type: none">除籍した図書館資料をリサイクルし、利用者に提供資源の有効活用を図りながら、読書活動に資する
継続	音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」の提供	<ul style="list-style-type: none">スマートフォンでも利用できる音楽配信サービスの提供所蔵していないCD音源なども提供
継続	サテライトライブラリーの整備	<ul style="list-style-type: none">施設の特徴を生かした関連図書の展示（市民文化センター） 音楽、演芸その他舞台芸術に関する図書（ふれあい科学館） 渡部潤一・藤井旭の関連図書、科学に関する図書

施策2 貸出サービスの充実

オンライン化した図書館では、どこの館でも図書の貸出、返却が可能になりました。館内に設置された利用者用端末「みるたん」(OPAC)や自宅のパソコン、スマートフォン、携帯電話等からの蔵書検索、予約が可能となり、市民サービスが向上しました。

また、図書館の⁶DX化として、電子書籍、セルフ貸出機などICT化時代に適応したサービスを展開しています。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
拡充	貸出冊数の拡充	• 令和7(2025)年10月の図書館システム更新に伴い、図書の貸出冊数を5冊から拡充予定
拡充	電子書籍サービスの提供【再掲】	• どこでも利用可能な電子書籍サービスの提供 • 視覚障がい者が利用しやすいオーディオブックの導入

施策3 「レファレンスサービス」・「レフェラルサービス」の機能強化

利用者の質問に対して、情報や文献を提供するレファレンスサービスと市民が求める資料や情報と情報源を手助けて結びつけ、市民がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供や求める資料、情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの充実に努めます。特に中央図書館は、図書館情報システムの中核機能と広く深い専門的サービスを提供する役割を担うとともに、地域館、分館を支援し、高度で専門化されたサービスの提供を行う役割を担い、相談者に対し、問題解決への道すじを提供します。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供	• 国立国会図書館デジタル化資料の閲覧、印刷ができるサービス
継続	国立国会図書館との連携強化	• レファレンスサービス事例の国立国会図書館共同データベースへの提供
継続	他館との連携	• 歴史情報博物館、福島県立図書館等への紹介

施策4 誰もが利用しやすいサービスの拡充

あらゆる利用者に対応できるユニバーサルデザインに配慮しながら、次に掲げるサービスの拡充に努めます。

⁶ デジタルトランスフォーメーション：DX (Digital Transformation)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品・サービス・ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織・プロセス・企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立すること。(経済産業省「DX推進ガイドライン」)

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
拡充	電子書籍サービスの提供【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> • どこでも利用可能な電子書籍サービスの提供。 • 視覚障がい者が利用しやすいオーディオブックの導入
継続	乳幼児とその保護者に対するサービス	<ul style="list-style-type: none"> • リーフレット「赤ちゃん絵本」の作成・配布 • 乳幼児向けおはなし会の開催 • ブックスタート導入に向けた検討 • 赤ちゃん絵本コーナー、育児書コーナーの整備
継続	青少年に対するサービス	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもから大人への過渡期にあたる中・高校生向けに、自分を見つめる手助けになる本、興味関心を広げる本、同年代に読まれている本・読んでほしい本などを集めたヤングアダルトコーナー
継続	高齢者に対するサービス	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢期の健康や暮らしに役立つ、課題解決につながる高齢者コーナーの設置 • 遠視や弱視の方が読みやすい大活字本コーナー
継続	障がい者向けサービス	<ul style="list-style-type: none"> • 対象者の自宅へ本を届ける宅配サービス • 視覚障がい者が利用しやすいオーディオブックの導入
継続	外国人向けサービス	<ul style="list-style-type: none"> • 各種外国語で書かれた図書を揃えた洋書コーナー、英字新聞、外国人にとって分かりやすく、やさしい日本語で書かれた資料の収集

施策5 図書館情報システムの充実

図書館情報システムについては、新システムへの更新時に、利便性の向上、安全性の高いシステム等、時代に合った新サービスの導入についても検討しながら、多様な情報源の提供を図ります。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
拡充	図書館情報システムの再構築	<ul style="list-style-type: none"> • SNSツールとの連携による貸出、蔵書検索、予約等ができる機能の充実
拡充	分館のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> • 富田、逢瀬及び片平分館のオンライン化による全館オンライン化

施策6 動線を考えた配列、デザイン

図書館を利用する市民が、求める本にたどり着きやすいよう動線やデザイン等を工夫します。また、図書検索ラベルの文字数等を見直し、探す本を容易に見つけられるように配架を行います。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	わかりやすい表示の設置	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮した表示 書架までの案内や書棚の表示方法の改善
継続	わかりやすい図書表示ラベルの採用	<ul style="list-style-type: none"> 本を探しやすい図書ラベルの採用

2 親しみやすい図書館

施策1 地域館・分館の機能強化

行政センターの区域を中心に設置されている3地域館及び13分館は、日常生活圏内に最も近い図書館とし、貸出サービスの拠点としての役割を担っています。また、令和3年（2021年）、令和4年（2022年）の地震被害による中央図書館の休館の際、3地域館を中心に利用が分散し、大幅な利用の減少が避けられるなど、その役割が再認識されたことから、地域の特性やニーズに応え、より一層の利用促進を目指します。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
拡充	分館のオンライン化【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 富田、逢瀬及び片平分館のオンライン化による全館オンライン化
継続	地域資料の展示、貸出の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 地域の郷土資料などの展示、貸出

施策2 各種行事、読書活動普及・啓発

「郡山市教育振興基本計画」及び「郡山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと読書についての様々な催しを積極的に開催し、図書館を通じ多様な学習機会の提供を行います。

また、「音楽都市こおりやま」として独自性のある講演会や視聴覚ホールの機能を生かした催し物を企画・開催します。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	読書活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会、工作等の体験教室、こども司書養成講座、子どもと本に関する講演会等の開催
継続	視聴覚ホールを利用したイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 映画会、各種講演会、レクチャーコンサートの開催

施策3 利用者視点に立った職員の配置

読書相談・資料案内等に的確に対応するため、図書館サービスに必要な知識・経験豊富な専門の職員を配置し、親しみやすい図書館を目指します。また、図書館のDX、ICT推進において、高齢者等の⁷デジタルデバイドの問題に誰でも対応できるよう職員のスキルアップを図り、利用者視点に立った職員の配置・人材育成を推進します。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	児童専門書担当者研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識の習得による職員のスキルアップ
継続	外部研修等の積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修等への参加による職員のスキルアップ及び意見交換等の機会の確保

施策4 利用者視点に立った施設

図書館を利用する市民が、求める本にたどり着きやすいよう動線やデザイン等を工夫したり、親しみやすいコーナーを設置するなど、利用者視点に立った施設づくりを目指します。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	わかりやすい表示の設置【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮した表示 書架までの案内や書棚の表示方法の改善
継続	障がいをもつ方も利用しやすいコーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> LLブックなどのコーナー設置 (一般書コーナーと子ども図書館の間)
継続	わかりやすい図書表示ラベルの採用【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 本を探しやすい図書ラベルの採用
新規	親子学習室・飲食コーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館に親子で利用できる学習室や飲食コーナーを設置
新規	公共空間の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館北テラスに読書スペースを整備 中央図書館西側アーケード等を活用したイベントの企画

⁷ コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる 人とそうでない人との間に生じる、貧富や機会、社会的地位の格差（情報格差）。

3 地域を支える図書館

施策1 地域の課題解決に対応したサービスの実施

市民生活や仕事など地域の課題解決に必要な資料や情報の提供を行い、課題解決支援の充実に努め、社会教育施設としての情報発信機能を強化します。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	時事課題の特設書棚の設置・展示	<ul style="list-style-type: none"> 時事課題に関連する図書の展示をする特設書棚を設置
継続	地域資料の展示、貸出の拡充【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 地域の郷土資料などの展示、貸出
継続	効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイト、チラシ等による情報発信 LINE等、即効性の高いSNS（再掲）の発信

施策2 関係機関・団体との連携強化

地域の情報発信の拠点として市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、関係機関・団体等との連携を強化し、読み聞かせボランティア養成講座など多様な学習機会の提供を行います。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
継続	ボランティア養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活躍するおはなし会ボランティアを養成講座の開催
継続	学校図書館との連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校司書向けの研修会の開催 団体貸出や電子書籍等の利用に関する情報提供
継続	国立国会図書館との連携強化【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> レファレンスサービス事例の国立国会図書館共同データベースへの提供
継続	図書館・書店等の連携	<ul style="list-style-type: none"> 図書購入時における地元書店からの優先購入 書店等と連携した読書活動の行事に関する検討
拡充	こおりやま広域連携中枢都市圏の連携	<ul style="list-style-type: none"> 広域圏内の図書館の利用促進を図るため広域圏内の図書館を紹介する情報誌の作成
新規	M L A 連携	<ul style="list-style-type: none"> 郡山歴史情報博物館を中心とした美術館・中央公民館との連携調整会議の立ち上げ 各種事業・情報発信の相互協力
新規	新たな財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ⁸ネーミングライツ事業 ⁹雑誌スポンサー制度

⁸ 公共施設等に愛称を有償で付与する命名権。市有施設を活用することで得られたネーミングライツによる収入は、対象施設等の維持管理費や運営費に充てられる。中央図書館は、2025（令和7）年4月から愛称「アサカ理研郡山中央図書館」となる予定。

⁹ 雑誌の購入費用をスポンサー企業にご負担いただき、提供雑誌のカバーにスポンサー名を表示する。

施策3 居場所づくりとしての図書館

図書館は、多様なニーズに応えるため、図書館を利用していない住民に対しても積極的に情報発信し、より多くの方々が、足を運んでいただけるよう、定期巡回による安全・安心で、快適な環境整備を図ります。

また、ボランティアとの連携・育成により公民館でのおはなし会をはじめ、各種イベント等を企画し、子どもから高齢者までが読書の楽しさに触れる機会を提供します。

さらに、乳幼児が本と出会う最初の施設となる子ども図書館は、乳幼児を連れた保護者の方が利用しやすい環境整備を図るとともに、絵本を通じた親と子の居場所づくりを推進します。

加えて、学習室等を自由学習スペースとして開放し、地域を支える教育施設としての機能を強化していきます。

【主な取り組み】

方向性	事業名	内容
拡充	分館のオンライン化 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 富田・逢瀬・片平分館のオンライン化による全館オンライン化
拡充	学習スペースの整備	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に来館でき、一人でも気にならない自由学習スペースづくり webによる学習スペース空き状況の可視化
継続	おはなし会等各種イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者までの各世代対象のおはなし会の開催
継続	効果的な情報発信 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイト、チラシ等による情報発信のほか、LINE等、即効性の高いSNS（再掲）の発信
新規	M L A 連携 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 郡山歴史情報博物館を中心とした美術館・中央公民館との連携調整会議の立ち上げ 各種事業・情報発信の相互協力
新規	親子学習室・飲食コーナーの設置【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館に親子で利用できる学習室や飲食コーナーを設置
新規	公共空間の有効活用 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館北テラスに読書スペースを整備 中央図書館西側アーケード等を活用したイベントの企画

4 目標値の設定

図書館運営の目標値は、本市の人口や社会的要因（災害・コロナ）を考慮し、各目標項目が安定的に利用されていた期間と考えられる年度の実績値を基準期間として目標値を算定している。

目標項目	目標値 令和 11（2029）年度	（参考）実績見込 令和 6（2024）年度
年間貸出冊数	1,200,000 冊	1,100,000 冊
電子書籍閲覧数	150,000 冊	140,902 冊
予約サービスにおけるオンライン利用割合	78%	70.8% ※令和 5（2023）年度
行事参加人数（おはなし会・映画会）	9,000 人	8,400 人
広域連携圏内貸出冊数	12,000 冊	11,000 冊

【目標値の考え方】

目標項目	目標値の考え方
年間貸出冊数	平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度の平均 1,167,048 冊を典拠とした値
電子書籍閲覧数	令和 6（2024）年上期 75,354 を典拠とした値
予約サービスオンライン利用割合	平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度までの実績を基にした推計値
行事参加人数	平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度の平均 9,096 人を典拠とした値
広域連携圏内貸出冊数	令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度の平均 9,107 冊に伸び率 1.3 倍を見込んだ値

資料編

- 1 「郡山市図書館基本的運営方針」にかかる図書館と麓山地区周辺施設や学校図書館との連携 (p.24)
- 2 公立図書館と学校図書館法の法体系 (p.26)
- 3 郡山市図書館の沿革 (p.27)
- 4 郡山市図書館条例 (p.30)
- 5 郡山市図書館条例施行規則 (p.38)
- 6 郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則 (p.48)
- 7 図書館の設置及運営上の望ましい基準 (p.50)

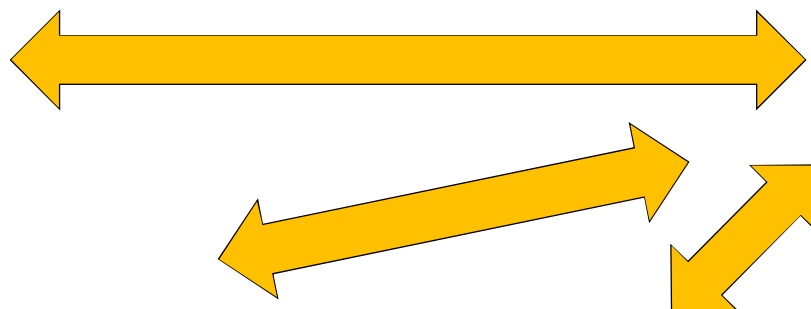
■「郡山市図書館基本的運営方針」にかかる図書館と麓山地区周辺施設や学校図書館との連携

		公民館 (中央館・地域館・分館)	歴史情報博物館 (※令和7年3月15日開館)
1. 市民にとって 使いやすい 図書館	<施策1> 図書館資料の充実	◆配本所の図書充実	◆郷土資料デジタルアーカイブ資料の共有化による利便性の向上 ◆歴史資料収集・展示・保管にかかる連携 ◆郷土貴重書の修復と保存に関する連携
	<施策2> 貸出サービスの充実	◆配本所の機能強化(環境、見やすさ) ◆配本所のPR	◆歴史情報博物館の事業(講座・展示)と連動した図書コーナーの設置 ◆受講者等へ資料面での支援
	<施策3> 「レファレンスサービス」の機能強化		◆司書、学芸員等によるレファレンスと人材育成面の連携体制の構築
	<施策4> 誰もが利用しやすいサービスの拡充	【地域公民館・分館】 ◆青少年、高齢者コーナー拡充等にかかる情報交換	◆事業の連携により多様な年齢向けに歴史情報に触れ楽しめる機会を提案(展示・掲示・講座・ブックリストなど)
	<施策5> 図書館情報システムの充実	【地域公民館・分館】 ◆富田、逢瀬及び片平分館のオンライン化	
2. 親しみやすい 図書館	<施策1> 地域館・分館の機能強化	【地域公民館・分館】 ◆地域資料の展示、貸出 ◆地域機関、団体パンフレット等の提供	
	<施策2> 各種行事、読書活動普及・啓発	【中央公民館・地域公民館・分館】 ◆映画会、講演会等各種行事の相互連携	◆歴史情報博物館のオープンスペースでの「大人のためのおはなし会」の開催 ◆展示イベントや複数の狙いを持った講座・ワークショップ等の企画開催
	<施策3> 利用者視点に立った職員配置		
	<施策4> 動線を考えた配列、デザイン		
3. 地域を支える 図書館	<施策1> 地域の課題解決に対応したサービスの実施		
	<施策2> 関係機関・団体との連携強化	【中央公民館】 ◆各種事業・情報発信の連携(MLA連携)	◆各種事業・情報発信の連携(MLA連携)
	<施策3> 居場所づくりとしての図書館	【各公民館】 ◆居場所等における電子書籍の活用 【地域公民館・分館】 ◆「おはなし会」開催館の拡充	

■麓山周辺地区5施設「知の基盤」づくり

公民館 (中央・地域館・分館)、公会堂

- ◆各種事業・情報発信の連携(MLA連携)
- ◆地域課題解決のための学びの場連携
- ◆子育て支援、こどもたちの健全育成のための連携

歴史情報博物館

- ◆各種事業・情報発信の連携(MLA連携)
- ◆利用者視点に立った施設機能の役割分担

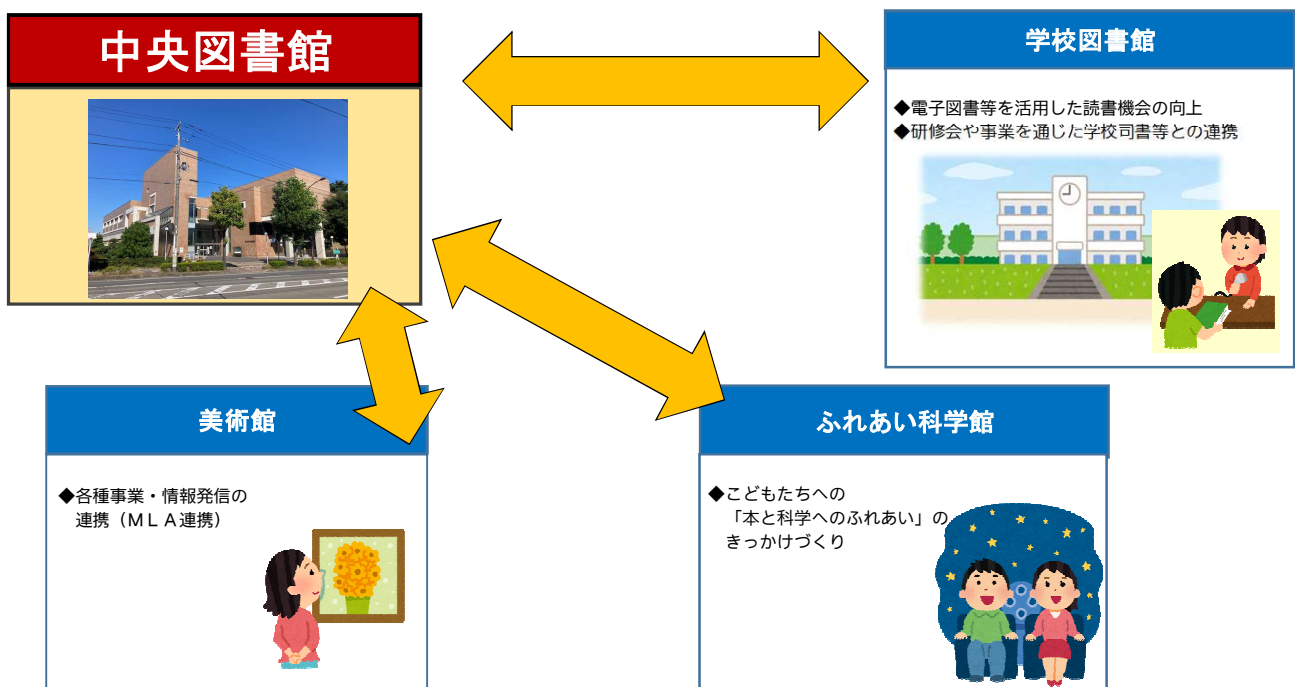


市民文化センター

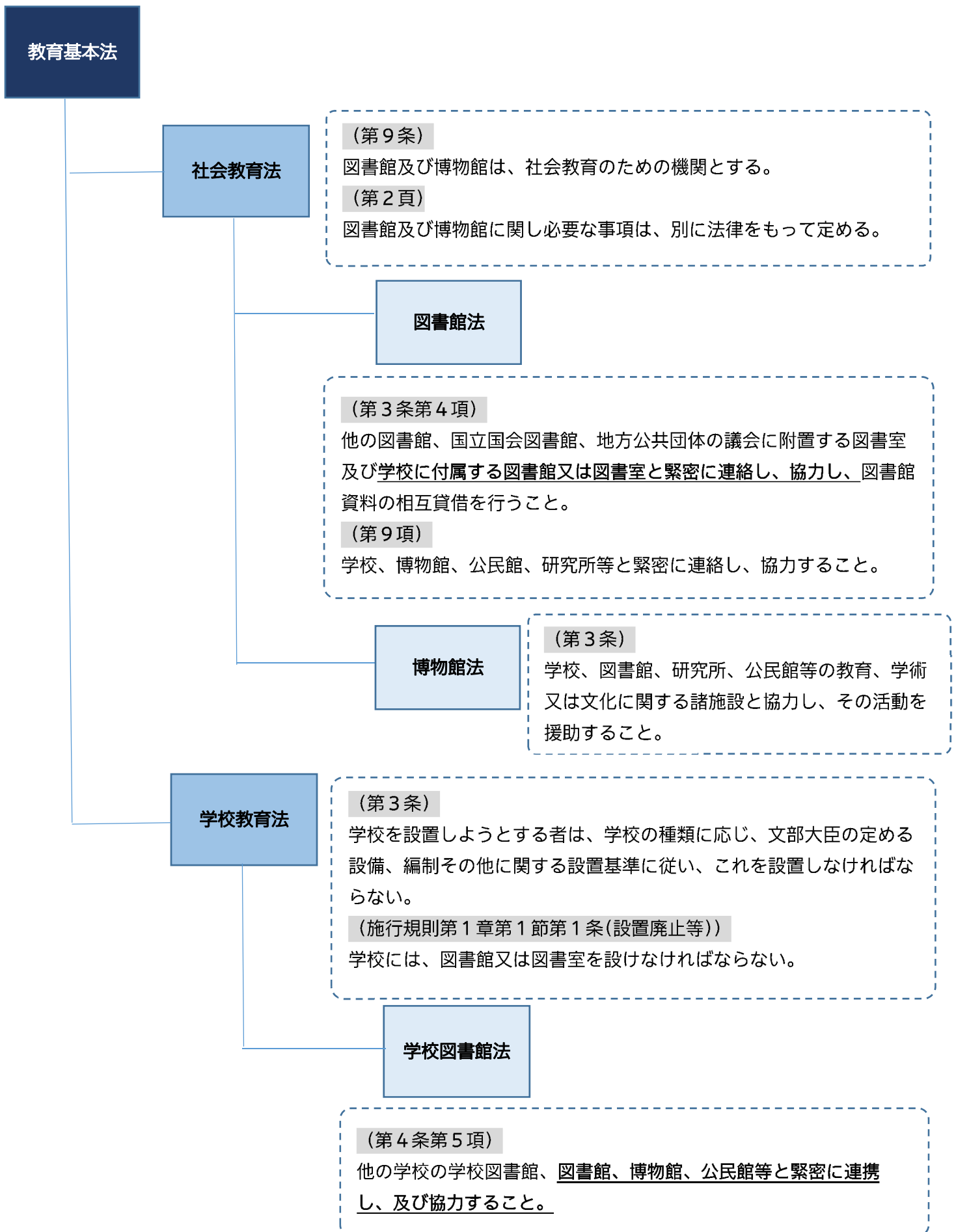
- ◆音楽都市こおりやまの普及啓発連携
- ◆「本と音楽」双方向の興味喚起



市民文化センター	ふれあい科学館・美術館等	学校図書館等
◆サテライトライブラリーの設置 ◆「音楽都市こおりやま」関連資料の収集・活用の検討	【ふれあい科学館】 ◆サテライトライブラリーの設置	◆「音楽都市こおりやま」関連資料の収集・活用の検討
◆サテライトライブラリー設置 QRコードによる検索、予約による音楽分野図書への興味喚起 ◆音楽配信サービス端末 「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」の設置運営	【美術館】 ◆事業（講座・展示）と連動した図書コーナーの設置	◆電子図書の拡充（朝読や授業での活用等）
		◆レファレンスサービスに関する情報交換
◆文化センター催事等に合わせた選書やレイアウトの検討	◆ふれあい科学館催事等に合わせた選書やレイアウトの検討 ◆図書館、ふれあい科学館館名誉館長を活用した連携事業の検討 ◆文学の森資料館催事等に合わせた選書やレイアウトの検討	◆こども司書養成講座等の開催協力
		◆児童専門書担当者研修会等の開催協力
◆サテライトライブラリー運営にかかる司書と音楽等専門スタッフの連携構築	【美術館】 ◆各種事業・情報発信の連携（MLA連携） 【ふれあい科学館】 ◆サテライトライブラリー運営にかかる司書と科学専門スタッフの連携構築	◆学校司書向け研修会の実施 ◆放課後児童クラブ等団体貸出連携強化
		◆学習スペースの活用



◆ 公立図書館と学校図書館法の法体系



◆ 郡山市図書館 沿革

昭和 19 年 4 月	郡山市図書館を設置する。(4 月 1 日)
11 月	郡山市図書館が旧市役所内に開館する。(11 月 3 日)
昭和 22 年 11 月	旧郡山市武徳殿に移転し開館する。(11 月 8 日)
昭和 23 年 11 月	福島県フィルム・ライブラリーのナトコ映写機が分駐する。
12 月	福島県立図書館郡山分館を併設する。
昭和 26 年 3 月	開架式閲覧法を採用し、新聞、雑誌の閲覧室を独立する。
昭和 27 年 2 月	郡山市図書館協議会が発足する。
昭和 33 年 9 月	郡山市図書館新館(現郡山市歴史資料館)に移転する。 児童閲覧室を併設する。
昭和 40 年 5 月	郡山市と安積郡内の 4 町 5 村及び田村郡田村町が合併し、 旧村 10 地区公民館に図書館分館を併設する。
8 月	田村郡西田村、中田村の編入合併に伴い、2 地区公民館に図書館分館 を併設する。
11 月	移動図書館開設、「あさかの号」が巡回を開始する。
昭和 45 年 4 月	視聴覚ライブラリーを図書館奉仕係に吸収し運営する。
6 月	富田及び大槻地区公民館に図書館分館を併設し、分館数 14 とする。
昭和 46 年 5 月	移動図書館で団地などの個人貸出を開始する。
6 月	図書の貸出方式を貸出記録が残らないブラウン式に変更する。
昭和 48 年 9 月	図書の貸出にリクエスト・サービス制度を導入する。
昭和 49 年 12 月	「あさかの号」2 号車を購入する。
昭和 50 年 7 月	郡山市立桑野公民館に図書館分館を併設し分館数 15 とする。
昭和 52 年 10 月	「あさかの号」2 台同時運行を開始する。
昭和 54 年 7 月	安積分館を出張方式により開館する。
昭和 56 年 3 月	新館「郡山市図書館、視聴覚センター」が旧児童文化会館跡地に落成 し移転、7 月 1 日に開館する。
昭和 57 年 4 月	旧図書館を改装し、郡山市図書館附属歴史資料館として開館する。
昭和 59 年 3 月	福島県立図書館郡山分館を廃止する。(3 月 31 日)
昭和 62 年 4 月	郡山市第三次総合計画を策定する。 「図書館のシステム化」を計画し、地域図書館の建設、分館の整備、書 館業務の電算化事業を決定する。
平成 3 年 3 月	郡山市図書館桑野分館を廃止し、分館数 14 とする。
4 月	郡山市希望ヶ丘図書館を設置する。(4 月 1 日)
6 月	条例改正により、郡山市図書館の名称が郡山市中央図書館となる。 地域図書館の第 1 号として、希望ヶ丘図書館が開館する。(6 月 1 日)
平成 4 年 3 月	郡山市中央図書館安積分館を廃止し、分館数 13 とする。
4 月	郡山市安積図書館を設置する。(4 月 1 日)
7 月	安積図書館が開館する。(7 月 1 日)

平成 5年 6月	郡山市中央図書館富久山分館を廃止し、分館数 12 とする。 郡山市富久山図書館が開館する。(6月 25 日)
平成 6年 11月	図書館情報システム試験運用開始。
平成 7年 4月	図書館情報システム全面運用開始。(4月 8 日)
平成 8年 4月	自動車文庫の見直しが検討され、遠隔地への図書館サービスを自動車文庫から公民館等の施設配本へと変更する。
5月	オンライン分館の第 1 号として、田村分館開館する。(5月 1 日)
10月	配本業務システムを追加構築し地域公民館 23 箇所の図書が電算システムで管理可能になる。
平成 10年 5月	喜久田、緑ヶ丘分館がオンライン開館する。(5月 1 日)
平成 11年 5月	日和田分館がオンライン開館する。(5月 1 日)
平成 13年 4月	郡山市歴史資料館が文化課に移管される。
平成 13年 7月	郡山市図書館ホームページ開設。(7月 1 日)
平成 14年 3月	自動車文庫廃止。(3月 31 日)
平成 17年 3月	「郡山市子ども読書活動推進計画」策定
4月	三穂田分館がオンライン開館する。(4月 5 日)
平成 18年 3月	中田分館がオンライン開館する。(3月 27 日)
4月	インターネットでの図書予約サービスを開始する。中央図書館で祝日開館を開始する。
平成 19年 3月	西田分館がオンライン開館する。(3月 26 日)
4月	開館時間延長を試行する。
平成 20年 4月	郡山市視聴覚センターを中央図書館に統合する。 全館で開館時間を延長する。
9月	中央図書館で DVD の貸出を開始する。
平成 21年 7月	大槻分館がオンライン開館する。(7月 6 日)
平成 22年 3月	「第二次郡山市子ども読書活動推進計画」策定。
平成 23年 3月	東日本大震災(3月 11 日) 翌日から休館。
5月	地域館・分館再開館。(5月 1 日)
平成 24年 3月	中央図書館再開館。(3月 10 日)
平成 26年 1月	緑ヶ丘分館増築・リニューアルオープン。
6月	図書館情報システム更新のため休館。
7月	新図書館情報システム運用開始、再開館。 児童コーナーを「こども図書館」にリニューアル。
平成 27年 3月	「第三次郡山市子ども読書活動推進計画」策定。
平成 28年 4月	名誉館長として東京藝術大学名誉教授 船山 隆氏が就任。
8月	耐震改修工事のため中央図書館休館。(平成 29 年 7 月 31 日まで)
10月	中央図書館休館中の代替施設として、郡山駅前ビッグアイ 6 階に臨時図書館開設。(平成 29 年 6 月まで)
平成 29年 8月	耐震改修工事完了、再開館。(8月 1 日) ナクソス・ミュージック・ライブラリー配信開始。(8月 1 日)
平成 30年 5月	熱海分館が「ほっとあたま(熱海多目的交流施設)」内にオンライン開館する。(5月 14 日)

令和 元年 9月	図書館情報システム更新及び、中央図書館併設の「郡山市教育研修センター」の移転に伴う改修工事のため全図書館休館。 (9月1日～9月30日)
10月	全図書館再開館、湖南分館オンライン開館。(10月1日) 「こおりやま広域連携中枢都市圏」内居住者に向けた広域貸出サービス開始。(10月1日) 電子書籍導入。(10月1日)
令和 元年 10月	令和元年東日本台風(台風19号)による水害のため、安積図書館休館。 10月13日～17日)
令和 2年 3月	「第四次郡山市子ども読書活動推進計画」策定。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全館臨時休館。 (3月1日～31日)
4月	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全館臨時休館。 (4月18日～5月15日)
令和 3年 2月	令和3年2月13日 福島県沖地震 翌日から全館休館。 中央図書館分館(2月19日)、地域図書館(2月20日)再開館。
3月	中央公民館1階ロビーに「臨時図書館」開設(3月5日)
11月	臨時図書館内に企画室コア前代表 三田 公美子 氏寄贈児童図書コーナー「三田公美子寄贈児童文庫」設置(11月17日)
12月	中央図書館一部再開館のため臨時図書館閉鎖(12月26日)
令和 4年 1月	中央図書館一部再開館。こども図書館を除く1階部分のみ供用。 (1月13日)併せて三田文庫も中央図書館に移設。
3月	令和4年3月16日 福島県沖地震 当日全館休館。 中央図書館分館、地域図書館は翌日再開館。
4月	令和4年4月8日 中央図書館一部再開館
5月	令和4年5月23日～31日 中央図書館臨時休館
6月	令和4年6月1日 中央図書館再開館
令和 5年 1月	サテライトライブラリーをけんしん郡山文化センターに設置
2月	サテライトライブラリーを高柳電設工業スペースパークに設置
9月	全国放送番組アーカイブ・ネットワークに参加
令和 6年 1月	サテライトライブラリーを市民プラザ(ビッグアイ7階)に設置

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、郡山市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(平12条例7・平19条例48・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(平19条例48・一部改正)

(図書館の基準)

第3条 図書館は、法第7条の2によって定められた基準による。

(平12条例7・平20条例51・一部改正)

(管理)

第4条 図書館は、教育委員会が、これを管理する。

(入館の制限等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の館長(以下「館長」という。)は、図書館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 風紀若しくは秩序を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備又は図書館資料を損傷し、汚損し、若しくは滅失させ、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、館長が管理運営上適当でないと認めるとき。

(平12条例7・追加)

(図書館資料の複写)

第6条 図書館資料の複製物を必要とする者は、当該図書館資料の複写について館長に申し込みをしなければならない。この場合において、次に該当する場合は、館長は、当該複写を認めないことができる。

- (1) 複写することによりその図書館資料を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反するおそれがあることその他の理由により館長が複写を適当でないと認めるとき。

(平12条例7・追加)

(館外利用)

第7条 次に掲げるものは、規則で定めるところに従い、図書館資料を図書館以外の場所(以下「館外」という。)において利用することができる。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人
 - (2) 地方自治法第252条の2第1項の規定により、本市と連携協約を締結した市町村の区域に居住する個人
 - (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が適当と認めたもの
- 2 前項の規定により図書館資料を館外で利用しようとするものは、館長に申し込みをして利用カードの交付を受けなければならない。
 - 3 利用カードの交付を受けたもの（以下「館外利用者」という。）は、規則で定める事項に変更を生じたときは、当該変更に係る事項を速やかに館長に届け出なければならない。
 - 4 館外利用者は、第1項各号に掲げる利用資格者でなくなったときは、速やかに館長に利用カードを返却しなければならない。
 - 5 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
(平12条例7・追加、平19条例48・令元条例19・一部改正)

(貸出しの停止)

- 第8条 館長は、館外利用者が利用期間を過ぎても貸出しを受けた図書館資料を返却しないときは、当該館外利用者に対する貸出しを停止することができる。
(平12条例7・追加)

(使用の許可)

- 第9条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 教育委員会は、郡山市中央図書館の管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。
(平19条例48・追加)

(使用許可の制限)

- 第10条 教育委員会は、視聴覚ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用許可をしない。
- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
 - (2) 視聴覚ホール等及びその設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めたとき。
(平19条例48・追加)

(使用許可の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

- (2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

(平19条例48・追加)

(使用料)

第12条 使用者は、別表第2に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(平19条例48・追加、平27条例80・一部改正)

(使用料の徴収の特例)

第12条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第14条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する5日前までに使用の変更の申請をし、教育委員会がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

(平27条例80・追加)

(使用料の免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。
- (2) 市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。
- (3) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めたととき。

(平19条例48・追加)

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する5日前までに、使用の取りやめの申し出をし、教育委員会がこれを承認したとき。
- (3) 使用者が使用を開始する5日前までに、使用の変更の申請をし、教育委員会がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。
- (4) 使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。
- (5) その他教育委員会が特別の理由があると認めたととき。

(平19条例48・追加)

(権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平19条例48・追加)

(原状回復義務)

第16条 使用者は、視聴覚ホール等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに視聴覚ホール等及びその設備等を原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(平19条例48・追加)

(賠償責任)

第17条 図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、汚損し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示に従い、同等の物若しくは相当の代価をもってその損害を賠償し、又は原形に復さなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平12条例7・追加、平19条例48・旧第9条線下・一部改正)

(図書館協議会)

第18条 法第14条第1項の規定により、郡山市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、15人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平12条例7・旧第5条線下、平19条例48・旧第10条線下、平24条例30・一部改正)

(報酬等)

第19条 委員の報酬等は、郡山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の定めるところによる。

(平12条例7・旧第6条線下、平19条例48・旧第11条線下、平20条例51・一部改正)

(委任)

第20条 この条例の施行に必要な事項は、郡山市教育委員会が別に定める。

(平12条例7・旧第7条線下、平19条例48・旧第12条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年郡山市条例第161号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年郡山市条例第176号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年郡山市条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年郡山市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年郡山市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表郡山市図書館喜久田分館に関する部分の改正規定は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年郡山市条例第52号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年郡山市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年郡山市条例第37号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年郡山市条例第17号）

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年郡山市条例第21号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年郡山市条例第32号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年郡山市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年郡山市条例第54号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年郡山市条例第17号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年郡山市条例第31号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年郡山市条例第55号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成5年4月23日教委規則第6号で平成5年6月26日から施行）

附 則（平成8年郡山市条例第25号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表郡山市中央図書館片平分館の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成8年6月26日教委規則第6号で平成8年7月8日から施行）

附 則（平成10年郡山市条例第16号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年郡山市条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（処分、申請、届出等に関する経過措置）

5 施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規程によりなされた届出、申請、処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成13年郡山市条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年郡山市条例第31号）

この条例は、県中都市計画事業富田第一土地区画整理事業の換地処分に係る福島県知事の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成17年郡山市条例第82号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年郡山市条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（郡山市視聴覚センター条例の廃止）

2 郡山市視聴覚センター条例（昭和56年郡山市条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例による改正後の郡山市図書館条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正）

5 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年郡山市条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年郡山市条例第36号）

この条例は、平成21年7月6日から施行する。

附 則（平成22年郡山市条例第72号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用の許可の申請がなされた場合の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年郡山市条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の郡山市図書館条例の規定に基づく郡山市図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の郡山市図書館条例の規定に基づく郡山市図書館協議会の委員とみなす。

附 則（平成27年郡山市条例第80号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成29年郡山市条例第21号）

この条例は、郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年郡山市条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平3条例17・全改・平3条例31・平4条例55・平8条例25・平10条例16・平13条例34・平15条例31・平17条例82・一部改正、平19条例48・旧別表・一部改正、平21条例36・平29条例21・一部改正）

名称	位置
郡山市中央図書館	郡山市麓山一丁目5番25号
郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号
郡山市安積図書館	郡山市安積一丁目38番地
郡山市富久山図書館	郡山市富久山町福原字泉崎181番地の1
郡山市中央図書館緑ヶ丘分館	郡山市緑ヶ丘東三丁目1番地の21
郡山市中央図書館富田分館	郡山市町東三丁目84番地
郡山市中央図書館大槻分館	郡山市大槻町字中前田56番地の1
郡山市中央図書館三穂田分館	郡山市三穂田町八幡字東屋敷6番地
郡山市中央図書館逢瀬分館	郡山市逢瀬町多田野字南原3番地
郡山市中央図書館片平分館	郡山市片平町字町南7番地の2
郡山市中央図書館喜久田分館	郡山市喜久田町堀之内字下河原1番地
郡山市中央図書館日和田分館	郡山市日和田町字小堰23番地の4
郡山市中央図書館湖南分館	郡山市湖南町福良字家老9390番地の4
郡山市中央図書館熱海分館	郡山市熱海町熱海二丁目15番地の1
郡山市中央図書館田村分館	郡山市田村町岩作字穂多礼40番地の3
郡山市中央図書館西田分館	郡山市西田町三丁目字桜内259番地
郡山市中央図書館中田分館	郡山市中田町下枝字大平358番地

別表第2（第12条関係）

（平22条例72・全改）

1 施設使用料

室名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
視聴覚ホール	5,800円	7,800円	7,000円	12,300円	13,400円	17,300円
会議室	400円	600円	500円	900円	1,000円	1,300円

2 加算使用料

冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ（セミコンサート）		1式1回	1,500円 (調律料は別途実費)
音声装置		1式1回	2,500円
調光装置		1式1回	4,000円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

郡山市図書館規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 図書館奉仕

第1節 館内利用（第5条・第6条）

第2節 館外利用（第7条—第9条）

第3章 図書館資料の寄贈（第10条・第11条）

第4章 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等の使用（第12条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平12教委規則6・一部改正）

（事業）

第2条 郡山市図書館（以下「図書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料（第6号に規定する視聴覚機材及び視聴覚教材を除く。第5号及び第2章において同じ。）の利用、複写等に関すること。
- (3) 読書会、講習会、講演会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (5) 官公庁、学校、博物館、研究所、他の図書館等との協力及び図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) 郡山市中央図書館の視聴覚機材及び視聴覚教材（以下「視聴覚機材及び教材」という。）の提供（第16条に規定する者への提供に限る。）に関すること。
- (7) 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）の施設、設備等の提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な事業

（平14教委規則6・平20教委規則10・一部改正）

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるとおり

とする。ただし、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（平11教委規則8・平20教委規則10・一部改正）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（平11教委規則8・平20教委規則10・一部改正）

第2章 図書館奉仕

第1節 館内利用

（利用場所）

第5条 図書館資料は、館内の所定の場所で利用しなければならない。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めたときは、その指定する場所で利用することができる。

（平12教委規則6・一部改正、平20教委規則10・旧第6条繰上・一部改正）

（図書館資料の複写）

第6条 条例第6条の規定により図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書（第1号様式）を館長に提出しなければならない。

（平12教委規則6・一部改正、平20教委規則10・旧第7条繰上）

第2節 館外利用

（館外利用手続等）

第7条 条例第7条第1項の規定により図書館資料（分館のうち教育委員会が別に定めるものの図書館資料を除く。）を館外で利用しようとするものは、利用カードを提示しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により利用カードの交付を受けようとするものは、利用カード申込書（第2号様式）に必要な事項を記入し、同条第1項に規定する利用資格を証明する書類を提示して申込みをしなければならない。

3 条例第7条第3項の規則で定める事項は、前項の利用カード申込書に記載した事項とする。

（平12教委規則6・一部改正、平20教委規則10・旧第9条繰上・一部改正）

（館外利用数量及び期間）

第8条 図書館資料を館外で利用できる数量及び期間は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

（平20教委規則10・旧第10条繰上・一部改正）

（館外利用の制限）

第9条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 貴重な図書館資料
- (2) 館内において特に利用の多い図書館資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料

(平13教委規則3・一部改正、平20教委規則10・旧第12条繰上・一部改正)

第3章 図書館資料の寄贈

(図書館資料の寄贈)

第10条 館長は、図書館資料の寄贈の申出があったときは、これを受けすることができる。

(平14教委規則6・旧第15条繰上、平20教委規則10・旧第14条繰上・一部改正)

(寄贈図書館資料の取扱い)

第11条 前条の規定により寄贈された図書館資料の取扱いについては、次項及び第3項に定めるところによるほか、他の図書館資料と同様とする。

2 館長は、寄贈された図書館資料については、当該図書館資料及び寄贈者に関する事項その他必要な事項を台帳等に記録し、これを保存しておかなければならない。

3 寄贈された図書館資料には、寄贈者の申出により、当該寄贈者の氏名又は名称を表記することができる。

(平14教委規則6・旧第16条繰上、平20教委規則10・旧第15条繰上・一部改正)

第4章 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等の使用

(平20教委規則10・追加)

(使用許可申請)

第12条 視聴覚機材及び教材又は視聴覚ホール等を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 視聴覚機材及び教材を使用するとき 郡山市中央図書館視聴覚機材・教材使用許可申請書(第3号様式)

(2) 視聴覚ホール等を使用するとき 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用許可申請書(第4号様式)

2 前項第1号に規定する申請書は使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1月前から使用日までの期間内に、同項第2号に規定する申請書は使用日の6月前から7日前までの期間内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めた場合は、同項に規定する申請の期間外であっても申請することができる。

(平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正)

(使用許可)

第13条 教育委員会は、視聴覚機材及び教材又は視聴覚ホール等の使用を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用許可書を申請人に交付する。

(1) 視聴覚機材及び教材の使用を許可したとき 郡山市中央図書館視聴覚機材・教材使用許可書(第5号様式)

(2) 視聴覚ホール等の使用を許可したとき 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用許可書(第6号様式)

(平20教委規則10・追加)

(使用許可の変更手続)

第14条 視聴覚ホール等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事

項を変更しようとするときは、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用変更許可申請書（第7号様式）に前条第2号に規定する使用許可書を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する変更を許可したときは、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用変更許可書（第8号様式）を申請人に交付する。

（平20教委規則10・追加）

（貸出数量及び期間）

第15条 視聴覚機材及び教材の貸出数量及び貸出期間は、別表第3のとおりとする。

（平20教委規則10・追加）

（使用者の範囲）

第16条 視聴覚機材及び教材を使用することができる者は、市内の学校、社会教育団体等とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

（平20教委規則10・追加）

（使用料の納入）

第17条 条例第12条及び第12条の2に規定する使用料は、第13条第2号に規定する使用許可書の交付を受けたときから当該使用許可の使用日までに納入しなければならない。第14条第2項に規定する変更許可を受けた場合又は使用を取りやめた場合で未納の使用料があるときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項に規定する変更許可を受けた場合で使用日の変更が伴うものの当該変更許可に基づく使用料は、同項に規定する使用変更許可書の交付を受けたときから当該変更許可の使用日までに納入しなければならない。

（平28教委規則1・全改）

（使用料の免除）

第18条 条例第13条の規定により免除することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条第1号又は第2号に規定する場合 当該使用料の全額

(2) 条例第13条第3号に規定する場合 当該使用料のうち教育委員会が認める額

2 使用料の免除を受けようとする者は、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料免除申請書（第9号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（平20教委規則10・追加）

（使用料の返還）

第19条 条例第14条ただし書の規定により返還することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第14条第1号に規定する場合 当該使用料の全額

(2) 条例第14条第2号に規定する場合 当該使用料の10分の8の額

(3) 条例第14条第3号に規定する場合 当該過納金の額

(4) 条例第14条第4号に規定する場合 当該使用料の10分の5の額

(5) 条例第14条第5号に規定する場合 当該使用料のうち教育委員会が認める額

- 2 使用料の返還を受けようとする者は、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料返還請求書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（平20教委規則10・追加）

（遵守事項）

第20条 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 視聴覚機材及び教材並びに施設、設備等を他に転貸しないこと。
- (2) 使用に際し、会費、入場料その他の費用を徴収しないこと。
- (3) 使用した施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 風紀及び秩序を乱さないこと。
- (6) 許可されない施設、設備等を使用しないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

（平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正）

第5章 雑則

（平13教委規則3・旧第5章繰上、平20教委規則10・旧第4章繰下）

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

（平12教委規則6・旧第20条繰上、平13教委規則3・旧第19条繰上、平14教委規則6・旧第17条繰上、平20教委規則10・旧第16条繰下）

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(郡山市視聴覚センター条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 郡山市視聴覚センター条例施行規則(昭和56年郡山市教育委員会規則第8号)

(2) 郡山市視聴覚センター運営委員会規則(昭和56年郡山市教育委員会規則第9号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の郡山市視聴覚センター条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)の規定により交付された使用許可書は、この規則による改正後の郡山市図書館条例施行規則の規定により交付された使用許可書とみなす。

4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の様式の規定及びこの規則による改正前の郡山市図書館条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の郡山市図書館条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により交付された使用許可書は、この規則による改正後の郡山市図書館条例施行規則の規定により交付された使用許可書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成26年教委規則第5号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の使用許可に係る使用料の納入については、なお従前の例による。

附 則(令和2年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の規則の様式(次項において「旧様式」

という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1 (第3条、第4条関係)

(平20教委規則10・追加)

図書館の区分	休館日	開館時間
中央図書館	(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (2) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の祝日法による休日でない直近の日とする。) (3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。)	1 視聴覚ホール等以外 (1) 1月から4月まで及び12月の火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 5月から11月までの火曜日から土曜日まで 午前9時30分から午後7時まで (3) 土曜日((2)に規定する土曜日を除く。)、日曜日及び祝日法による休日 午前9時30分から午後5時まで 2 視聴覚ホール等 午前9時から午後9時まで
希望ヶ丘図書館 安積図書館 富久山図書館	(1) 祝日法による休日 (2) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (3) 金曜日 (4) 館内整理日(年度末日。ただし、その日が金曜日に当たるときは、その前日とする。)	(1) 月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 日曜日及び土曜日 午前9時30分から午後5時まで
中央図書館の分館	(1) 祝日法による休日 (2) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (3) 第3日曜日及び月曜日 (4) 館内整理日(年度末日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。)	午前9時30分から午後5時まで

別表第2（第8条関係）

（平20教委規則10・追加、令2教委規則6・一部改正）

	数量		期間
	図書資料	視聴覚資料	
条例第7条第1項第1号又は第2号に規定する個人	5冊以内	2点以内 次の各号のいずれかに該当する視覚障害者については、5点以内とする。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児	15日以内
条例第7条第1項第3号に規定する団体	300冊以内		1月以内

備考

- 1 条例第7条第1項第4号に規定するものについては、そのものが個人である場合は同項第1号又は第2号に規定する個人と、団体である場合は同項第3号に規定する団体とみなして、この表を適用する。
- 2 この表において「図書資料」とは、館外で利用できる図書等をいい、「視聴覚資料」とは、館外で利用できる視聴覚資料（第2条第6号に規定する視聴覚機材及び視聴覚教材を除く。）をいう。

別表第3 (第15条関係)

(平23教委規則6・全改)

	種類	貸出数量	貸出期間
視聴覚機材	16ミリ映写機	1回につき1台	8日以内
	ビデオプロジェクター	1回につき1台	8日以内
	オーバーヘッドカメラ	1回につき1台	8日以内
	ビデオデッキ	1回につき1台	8日以内
	DVDプレーヤー	1回につき1台	8日以内
	DVD一体型ビデオデッキ	1回につき1台	8日以内
	スクリーン	1回につき1台	8日以内
	スピーカー	1回につき1台	8日以内
	暗幕	1回につき20枚以内	8日以内
視聴覚教材	16ミリ映画フィルム	1回につき5本以内	8日以内
	教材ビデオテープ	1回につき5本以内	8日以内
	教材DVDソフト	1回につき5点以内	8日以内

※「様式」の掲載は割愛します。

第1号様式 (第6条関係)

(平20教委規則10・全改)

第2号様式 (その1) (第7条関係)

(令2教委規則6・全改)

第2号様式 (その2) (第7条関係)

(平20教委規則10・全改)

第3号様式 (第12条関係)

(平20教委規則10・追加)

第4号様式 (第12条関係)

(平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正)

第5号様式 (第13条関係)

(平20教委規則10・追加)

第6号様式 (第13条関係)

(平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正)

第7号様式 (第14条関係)

(平20教委規則10・追加)

- 第8号様式 (第14条関係)
(平20教委規則10・追加)
- 第9号様式 (第18条関係)
(平20教委規則10・追加)
- 第10号様式 (第19条関係)
(令4 教委規則1・全改)

平成3年3月19日

郡山市教育委員会規則第5号

郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、郡山市図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会は、郡山市中央図書館長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、付議すべき事項とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（定例会及び臨時会）

第3条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年4回とし、臨時会は必要があるときに招集する。

（議長及び副議長）

第4条 協議会に議長及び副議長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

（職務）

第5条 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、委員の過半数で成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の会議に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

郡山市図書館協議会委員 (任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

議長	まつい ひきのり 松井 壽則	元日本大学工学部准教授
副議長	あかぬま じゅんこ 赤沼 順子	郡山ザベリオ幼稚園園長
委員	いしだ ようこ 石田 陽子	おはなしグループ「おはなしたまご」会員
委員	いわた きょういち 岩田 教一	公募委員
委員	サンジェイ・パリーク	日本大学工学部教授
委員	すずき ゆうすけ 鈴木 祐介	福島民友新聞社郡山総支社報道部長
委員	たかはら えいじ 高原 栄治	郡山市立片平中学校校長
委員	なかはた よしこ 中畠 由子	子ども文庫連絡協議会会員 郡山・子どもの本をひろめる会会員
委員	ふじた くみこ 藤田 久実子	サクソフォン奏者 郡山女子大学附属高等学校音楽科非常勤講師
委員	ふるかわ しづこ 古河 志津子	福島県聴覚支援学校 地域支援センター みみらんど 地域支援アドバイザー
委員	みやしま とまこ 宮島 登喜子	郡山市婦人団体協議会副会長
委員	やない かずこ 箭内 和子	公募委員
委員	よこた としきだ 横田 利定	郡山市学校図書館協議会会長 郡山市立三和小学校校長
委員	よしい あきお 吉井 明生	元郡山市立中学校長
委員	わち つよし 和知 剛	郡山女子大学短期大学部准教授 郡山女子大学附属図書館副館長

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

- 第一 総則
 - 一 趣旨
 - 二 設置の基本
 - 三 運営の基本
 - 四 連携・協力
 - 五 著作権等の権利の保護
 - 六 危機管理
- 第二 公立図書館
 - 一 市町村立図書館
 - 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
 - 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
 - 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
 - 4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修
- 二 都道府県立図書館
 - 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用
- 第三 私立図書館
 - 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
 - 二 図書館資料
 - 三 図書館サービス
 - 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮

しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

〒963-8876

福島県郡山市麓山一丁目5番25号

郡山市教育委員会 中央図書館

電話：024-923-6601

ファックス：024-923-6615